

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業実施状況と効果検証

No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	～	事業終期	総事業費 (円)	交付金 充当経費	国・道 補助額	起債額	一般財源	効果・検証	担当課
1	令和6年度低所得者世帯支援給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6, R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 615世帯×30千円 子ども加算 36人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 740人（12,650千円）のうちR7計画分 事務費 373千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等）として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（615世帯） 定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（740人）	R7.2	～	R8.1	9,719,034	9,719,034	0	0	0	物価高騰による影響を受けやすいとされる低所得世帯と、令和6年分所得税額および定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初給付額に差額が生じた方へ、支援を行うことができた。	保健福祉課
5	土幌町物価高騰対策商品券事業	①物価高騰においてエネルギー・食料品価格等の物価高が続く中で町民への支援を行うことで、経済的負担を軽減する。 ②商品券発行代 ③町民（想定人数5,700人）1人につき15,000円分の共通商品券（合計85,500千円分）を配布 商品券印刷費 3.3円×85,500枚×1.1=311千円 郵送代（ゆうパック）418円×2,800世帯×1.1=1,288千円 郵送代（事業者案内文）110円×90事業者=10千円 事務委託料（ロジスティクス業務）90円×2,800世帯×1.1=278千円 事務委託料（商品券代の1.1%）941千円 送金手数料 440円×20事業者×5回=44千円 ④町民全て	R8.1	～		61,843,749	61,843,749	0	0	0	令和8年度繰越事業につき、完了次第掲載する。（現掲載は令和7年度分のみ）	産業振興課
6	生活者応援水道基本料金減免事業	①物価高騰等に直面する、町民及び町内事業者（官公庁は除く。）を支援するため、水道使用量の基本料金を6か月分免除するとともに、自家水（井戸）及び町外からの給水者には、減免相当額を申請により支援する。 ②水道事業への繰出金、自家水等利用者支援金 ③減免額 1,045円×2,870件×6か月=17,995千円 支援金 3,135円×8件×2=51千円 ④国や地方公共団体を除く町民、町内の事業者全て	R7.7	～	R8.3	8,853,240	4,487,000	0	0	4,366,240	物価高騰による影響を大きく受ける町民及び町内事業者へ支援を行うことができた。	建設課
7	生活者応援水道基本料金減免事業（国R7補正分）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 660人（11,100千円） 事務費373千円 事務費の内容：需用費（事務用品等）役務費（郵送料等） ④定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 660人	R7.12	～		8,540,785	8,540,785	0	0	0	令和8年度繰越事業につき、完了次第掲載する。（現掲載は令和7年度分のみ）	建設課

No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	～	事業終期	総事業費 (円)	交付金 充当経費	国・道 補助額	起債額	一般財源	効果・検証	担当課
8	令和7年度土幌町 社会福祉施設等物 価高等対策支援金	①物価高が続く中で介護、高齢者、保育、学童等の 社会福祉施設に対し、エネルギー・物価高騰に対 する支援金を支給することで、経営の安定を図 り、事業継続を支援する。 ②支援金 ③居宅系サービス・100千円、通所系サービス・定 員×10千円、居住系サービス・定員×30千円、子 育て支援事業所・100千円 ④介護保険施設、高齢者施設、障がい施設、保育施 設、学童施設、子育て支援施設のうち、町から電 気代等の光熱費の支援を受けていない施設。（12 事業所を予定）事業所ごとに対象とする。	R8.1	～	R8.3	3,880,000	3,880,000	0	0	0	物価高騰による負担増が あっても、使用料を減ら すことが難しい社会福祉 施設に対し、支援するこ とができた。	保健福祉課
9	住宅用高効率設備 導入補助事業	①補助金を交付することにより、住宅におけるエネ ルギー使用量の高い給湯・空調におけるエネ ルギー料金の低減及びCO2削減を目的とする。 ②対象設備の導入に対する補助金 ③◆対象設備 1.電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） 2.潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） 3.潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） 4.ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイ ブリッド給湯機） 5.コージェネレーション設備（エネファーム、コ レモ） 6.空気清浄機能又は換気機能付きエアコン ◆補助額 ・1～5：対象経費の1/3 上限30万円/戸 ・6：対象経費の1/2 上限7万5千円/戸 ※その他財源：北海道補助5,000千円 ④町内に住宅を有する者、町税の滞納がないこと （また、土幌町以外の者は、現に住所を有する市 区町村の市区町村税を滞納していないこと。）、 賃貸住宅居住者（所有者の承諾を得ていること、 また、賃貸住宅居住者であっても、法定耐用年数 を経過するまで、町外移設や売却、譲渡、取り壊 し等は不可）	R8.1	～		90,000	45,000	45,000	0	0	令和8年度繰越事業につ き、完了次第掲載する。 （現掲載は令和7年度分 のみ）	地域戦略課
合計						92,926,808	88,515,568	45,000	0	4,366,240		